昭和二十五年法律第二百八号 小型自動車競走法

目 次

第 章 小型自動車競走の実施総則(第一条・第二条)

第二章 九条) (第三条—第十

交付金等(第二十条—第二十六条)

(第二十七条

小型自動車競走振興法人 -第四十一条)

第四章

第五章 競走実施法人(第四十二条—第五十1

第七章 第六章 罰則 雑則 (第六十一条—第七十四条) (第五十三条—第六十条)

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、 を図るために行う小型自動車競走に関し規定す 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業 (定義) るものとする。 の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化 改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに 小型自動車その他の機械の

(小型自動車競走の施行) 第二章 小型自動車競走の実施 機を有する自動車をいう。

第二条 この法律において「小型自動車」とは、

気筒容積千五百立方センチメートル以下の発動

組織する組合及びその区域内に小型自動車競走市、神戸市、名古屋市、都のすべての特別区の第三条 都道府県並びに京都市、大阪市、横浜 この法律により、小型自動車競走を行うことが 行者」という。)は、その議会の議決を経て、 場が存在する市町村(以下「小型自動車競走施 4

券その他これに類似するものを発売して、 自動車競走を行つてはならない。 小型自動車競走施行者以外の者は、勝車投票 小型

(届出

第四条 小型自動車競走施行者は、小型自動車競 定めるところにより、経済産業局長を経由し 走を開催しようとするときは、経済産業省令で (小型自動車競走の実施事務の委託) 経済産業大臣に届け出なければならない。 7

地方公共団体、 で定めるところにより、次に掲げる事務を他の 小型自動車競走施行者は、経済産業省令 競走実施法人(第四十二条第一

> に掲げる事務であつて経済産業省令で定めるも することができる。この場合においては、同号 務にあつては、競走実施法人に限る。)に委託 項に規定する競走実施法人をいう。以下この章 動車競走に使用する小型自動車の競走前の検 おいて同じ。)又は私人(第一号に掲げる事 小型自動車競走に出場する選手及び小型自 一括して委託しなければならない。

車競走の競技に関する事務査、小型自動車競走の審判を 小型自動車競走の審判その他の小型自動

二 勝車投票券の発売又は第十六条の規定によ 等」という。) に関する事務 る払戻金若しくは第十八条第五項の規定によ る返還金の交付(以下「勝車投票券の発売

るものを除く。) 走の実施に関する事務(経済産業省令で定め 前二号に掲げるもののほか、小型自動車競

(小型自動車競走場)

第六条 ない。 より、経済産業大臣の許可を受けなければなら うとする者は、経済産業省令で定めるところに 小型自動車競走場を設置し又は移転しよ

2 経済産業大臣は、前項の許可をしようとする ときは、経済産業省令で定めるところにより、 ければならない。 あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かな

3 関係人の意見を聴かなければならない。 るときは、あらかじめ、公聴会を開いて、利害 都道府県知事は、前項の意見を述べようとす

置され又は移転された小型自動車競走場で行わ る場合に限り、その許可をすることができる。 置、構造及び設備が経済産業省令で定める公安 上及び小型自動車競走の運営上の基準に適合す たときは、申請に係る小型自動車競走場の位 経済産業大臣は、第一項の許可の申請があつ 小型自動車競走は、第一項の許可を受けて設

6 なければならない。 ができる。 は、第一項の許可に期限又は条件を付すること 経済産業大臣は、必要があると認めるとき

が一年以上引き続きその小型自動車競走場を小 型自動車競走の用に供しなかつたときは、 項の許可を取り消すことができる。 経済産業大臣は、小型自動車競走場の設置者 第一

8 させるものに限る。)があり、 併若しくは分割(当該小型自動車競走場を承継 小型自動車競走場の設置者について相続、 又は小型自動車 合

た者は、当該小型自動車競走場の設置者の地位 競走場の譲渡しがあつたときは、相続人、合併 を承継する。 承継した法人又は小型自動車競走場を譲り受け 後存続する法人若しくは合併により設立した法 人若しくは分割により当該小型自動車競走場を

9 令で定めるところにより、その旨を経済産業大 臣に届け出なければならない。 の地位を承継した者は、遅滞なく、経済産業省 前項の規定により小型自動車競走場の設置者

|第七条 小型自動車競走場の数は、都道府県ごと に各一箇所とする。

(場外車券売場)

第八条 勝車投票券の発売等の用に供する施設を 経済産業省令で定めるところにより、経済産業 きも、同様とする。 を受けて設置された施設を移転しようとすると 大臣の許可を受けなければならない。当該許可 小型自動車競走場外に設置しようとする者は、 3

2 経済産業大臣は、前項の許可の申請があつた ときは、申請に係る施設の位置、構造及び設備 限り、その許可をすることができる。 が経済産業省令で定める基準に適合する場合に

3 売等は、第一項の許可を受けて設置され又は移 でしなければならない。 転された施設(以下「場外車券売場」という。) 小型自動車競走場外における勝車投票券の発

4 可に、同条第八項及び第九項の規定は場外車券 売場に準用する。 第六条第六項及び第七項の規定は第一項の許

(競走に使用する小型自動車の種類)

第九条 小型自動車競走に使用する小型自動車の 種類は、次のとおりとする。

三輪車 二輪車

四輪車

モータースクーター

2 る種目ごとに、同一の規格のものをもつて行わ なければならない。 小型自動車競走の各競走は、前項各号に掲げ

小型自動車競走の開催)

第十条 小型自動車競走施行者は、次に掲げる事 項について経済産業省令で定める範囲を超え 小型自動車競走を開催することができな

回 数 小型自動車競走場当たりの年間開催回数 小型自動車競走施行者当たりの年間開

、小型自動車競走の審判員等の登録、 一日の小型自動車競走回数

第十一条 小型自動車競走の審判員、小型自動 登録されたものでなければならない。 条第一項に規定する小型自動車競走振興法人を ろにより、小型自動車競走振興法人(第二十七 競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用 する小型自動車は、経済産業省令で定めるとこ いう。以下この章及び次章において同じ。)に

2 その登録を拒むことはできない。 する審判員、選手又は小型自動車については、 小型自動車競走振興法人は、登録規準に合致

ろにより、第一項の規定による登録を消除する ことができる。 ると認めるときは、経済産業省令で定めるとこ の公正かつ安全な実施を確保するため必要があ 小型自動車競走振興法人は、小型自動車競

(勝車投票券)

第十二条 小型自動車競走施行者は、券面金額十 円の勝車投票券を券面金額で発売することがで きる。

2 することができる。 十枚分以上を一枚で代表する勝車投票券を発売 小型自動車競走施行者は、前項の勝車投票券

第十三条 二十歳未満の者は、勝車投票券を購入 し、又は譲り受けてはならない。 と、当該電磁的記録に記録された情報の内容は その作成に代えることができる。この場合にお ものとして経済産業省令で定めるものをいう。 すべき情報を記録した電磁的記録(電子的 同項の勝車投票券に表示された記載とみなす。 いては、当該電磁的記録は第一項の勝車投票券 以下この項において同じ。)の作成をもつて、 式、磁気的方式その他人の知覚によつては認 て、電子計算機による情報処理の用に供される することができない方式で作られる記録であつ 第一項の勝車投票券については、これに記 方

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、 車投票券を購入し、又は譲り受けてはならな 当該各号に掲げる小型自動車競走について、勝

型自動車競走施行者の職員にあつては、 ての小型自動車競 小型自動車競走に関係する政府職員及び すべ

- 三 前二号こ掲げる者を徐き、勝事投票券の発ては、すべての小型自動車競走の選手にあつの役職員並びに小型自動車競走の選手にあつ二 小型自動車競走振興法人及び競走実施法人
- は、当該小型自動車競走の事務に従う者にあつての他小型自動車競走の事務に従う者にあつて売等、小型自動車競走場内の整理及び警備そ三 前二号に掲げる者を除き、勝車投票券の発

119 美国艺

第十六条 小型自動車競走施行者は、勝車投票法の種類ごとに、勝車投票の的中者に対し、その人力では、これに当時車投票券の発売金額が多等工項の機定により返還すべき金額を差し引いたもの。(勝車投票券の発売金額が完める率以下の範囲内で小型自動車競走施行者が定める率を乗じて得た額に相当する金額(重勝式勝車投票法において次条第一項又は第二項の加算金がある場合にあつては、これに当該加算金を加えた金額。以下「払戻対象総額」という。)を当該勝車に対する各勝車投票券にという。)を当該勝車に対する各勝車投票券に投分して払戻金として交付する。

- とする。
 に満たないときは、その券面金額を払戻金の額に満たないときは、その券面金額を扱票券の券面金額
- 自動車競走についての払戻対象総額を、当該競規定する場合を除く。)においては、その小型、勝車投票の的中者がない場合(次条第一項に

金として交付する。票した者に対し、各勝車投票券に按分して払戻票した者に対し、各勝車投票券に按分して払戻走における勝車以外の出走した小型自動車に投

- は、その端数は、切り捨てる。おいて、その金額に一円未満の端数があるときおいて、その金額に一円未満の端数があるとき
- 第十七条 指定重勝式勝車投票法についての勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的中者者が開催する小型自動車競走に係る当該指定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定重勝式勝車投票に係る当該指定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定重勝式勝車投票と同一の種別の指定重勝式勝車投票法についての勝車
- 中者があるものに係る加算金とする。勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定重勝式高限度額を超える部分の金額の総額は、当該指高限度額を超える部分の金額の総額は、当該指
- 令で定める。 ・指定重勝式勝車投票法に係る小型自動車競走 を開催した小型自動車競走施行者が当該指定重 を開催した小型自動車競走施行者が当該指定重 を開催した小型自動車競走施行者が当該指定重

(投票の無効)

- ときは、その投票は、無効とする。 て次の各号のいずれかに該当する事由が生じたて次の各号のいずれかに該当する事由が生じた第十八条 勝車投票券(重勝式勝車投票法に係る
- 一 小型自動車競走が成立しなかつたこと。車のみとなつたこと。 出走すべき小型自動車がなくなり、又は一
- 票は、無効とする。 2 単勝式又は複勝式勝車投票法において、発売しなかつたときは、その小型自動車が出走しなかつたときは、その小型自動車が出走しなかったときは、その小型自動車競走に勝車がなかったこと。 三 小型自動車競走に勝車がなかったこと。
- 番号を同じくする小型自動車のすべてが出走きは、その組に対する投票は、無効とする。 きは、その組に対する投票は、無効とする。
 と一組とした場合にあつては、発売した勝車を一組とした場合にあつては、発売した勝車を一組とした場合にあっては、無効とする。
 との組に対する投票は、無効とする。

- 走したこと。
 走したこと。
 走したこと。
 走したこと。
 走したこと。
 走した場合にあつては、発売した勝車を一組とした場合にあつては、発売した勝車
- 4 重勝式勝車投票法に係る基本勝車投票法の投票は、無効とする。 当該投票の勝車投票券に表示する重勝式 単式又は連勝複式勝車投票券に表示する重勝式 とする場合にあつては、その勝車投票券に表示 された組)をその勝車投票券に表示された選手(連勝 でれた組)をその勝車投票券に表示された選手(連勝 でれた組)をその勝車投票券に表示された選手(連勝 でれた組)をその勝車投票券に表示された選手(連勝 でれた組)をその勝車投票券に表示された選手(連勝 でれた組)をその勝車投票券に表示された選手(連勝
- を請求することができる。 て、勝車投票券と引換えにその券面金額の返還所有する者は、小型自動車競走施行者に対し

(払戻金及び返還金の債権の時効)

第十九条 第十六条の規定による払戻金又は前条第十九条 第十六条の規定による返還金の債権は、これらを

第三章 交付金等

(小型自動車競走振興法人への交付金)

- ばならない。 金額を小型自動車競走振興法人に交付しなけれ金額を小型自動車競走振興法人に交付しなけれ
- 金額とは、同表の下欄に掲げる金額に相当するきは、同表の下欄に掲げる金額に相当するとが別表第一の上欄に掲げる金額に相当すると「一回の開催による勝車投票券の売上金の額
- 金額 きは、同表の下欄に掲げる金額に相当するきは、同表の下欄に掲げる金額に相当するとが別表第二の上欄に掲げる金額に相当すると 一回の開催による勝車投票券の売上金の額
- 「見り見ごことのですなよ、ハピーカエモを産業省令で定める金額に相当する金額に応じ、その額の千分の八以内において経済三 一回の開催による勝車投票券の売上金の額
- (交付金の還付) で付金の還付) で付金の還付) でが付金の還付) でが、、その終了した日から三十日を超の開催ごとに、その終了した日から三十日を超2 前項の規定による交付金は、小型自動車競走
- の収入の額として経済産業省令で定める方法に同じ。)が、当該年度の小型自動車競走の事業三月三十一日までをいう。以下この項において車競走を開催した年度(毎年四月一日から翌年第二十一条 小型自動車競走施行者は、小型自動

- 業大臣の認定を受けなければならない。当該還付の請求に係る赤字額について、経済産産業省令で定めるところにより、あらかじめ、求しようとする小型自動車競走施行者は、経済求しようとする小型自動車競走施行者は、経済請求することができる。

当する金額の還付を、当該赤字年度の翌年度にする。次項において「赤字額」という。)に相える場合にあつては、当該対象交付金の総額とが当該赤字年度における対象交付金の総額を超動車競走事業収入額を控除して得た額(その額

- 4 小型自動車競走振興法人は、前項の還付請求 小型自動車競走振興法人は、前項の還付請求をした小型自動車競走施行者に対し、当該赤字年度に交型自動車競走施行者に対し、当該赤字年度に交別を引きる金額を還付しなければならない。

(収益の使途) 第二十二条から第二十五条まで 削除

に の他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに 業 小型自動車競走の収益をもつて、小型自動車そ で 第二十六条 小型自動車競走施行者は、その行う

るよう努めるものとする。 ための施策を行うのに必要な経費の財源に充て 展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図る 社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発

2

小型自動車競走振興法人

第二十七条 経済産業大臣は、営利を目的としな 型自動車競走振興法人として指定することがで その申請により、全国を通じて一個に限り、小 に掲げる基準に適合すると認められるものを、 「小型自動車競走関係業務」という。)に関し次 い法人であつて、次条に規定する業務(以下 3 4

- のであること。 に足りる経理的及び技術的な基礎を有するも 小型自動車競走関係業務を適確に実施する
- 係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれが 一役員又は職員の構成が、小型自動車競走関 ないものであること。
- 実施に支障を及ぼすおそれがないものであるて小型自動車競走関係業務の公正かつ適確な 小型自動車競走関係業務以外の業務を行つ いる場合には、その業務を行うことによつ
- され、その取消しの日から三年を経過しない四 第四十条第一項の規定により指定を取り消 者でないこと。

ないこと。 役員のうちに次のいずれかに該当する者が

破産者で復権を得ない者

- つた日から三年を経過しない者 を終わり、又は執行を受けることがなくな禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行
- けることがなくなつた日から三年を経過し れ、その刑の執行を終わり、又は執行を受 定に違反したことにより罰金の刑に処せら この法律又はこの法律に基づく命令の規
- 非常勤のものを除く。)又は地方公共団体 の他これに準ずる地位にある者であつて、 の長若しくは常勤の職員 国家公務員(審議会、協議会等の委員そ
- 競走振興法人と取引上密接な利害関係を有 事の請負を業とする者であつて小型自動車 売買、施設若しくは役務の提供若しくは工 するもの又はこれらの者が法人であるとき 小型自動車競走振興法人に対する物品の 2

する者を含む。) ず、これと同等以上の職権又は支配力を有 はその役員(いかなる名称によるかを問わ

- 並びに事務所の所在地を公示しなければならな たときは、当該指定を受けた者の名称及び住所 経済産業大臣は、前項の規定による指定をし
- け出なければならない。 きは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届 所並びに事務所の所在地を変更しようとすると 小型自動車競走振興法人は、その名称及び住
- ればならない。 つたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ 経済産業大臣は、前項の規定による届出があ

(業務)

第二十八条 小型自動車競走振興法人は、次に掲 げる業務を行うものとする。

自動車競走に使用する小型自動車の登録を行 走に出場する選手の検定及び登録並びに小型 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競 3

法、審判の方法その他小型自動車競走の実施二 選手及び小型自動車の競走前の検査の方 方法を定めること。

四 Ŧi. に必要な者を養成し、又は訓練すること。 審判員、選手その他小型自動車競走の実施 小型自動車その他の機械に関する事業の振 選手の出場のあつせんを行うこと。

七 第二十条第一項の規定による交付金の受入 六 体育事業その他の公益の増進を目的とする 興のための事業を補助すること。 事業の振興のための事業を補助すること。 れを行うこと。

体育事業その他の公益の増進を目的とする事 令で定めるものを行うこと。 業の振興に資する業務であつて、経済産業省 型自動車その他の機械に関する事業若しくは 走の公正かつ円滑な実施に資する業務又は小 前各号に掲げるもののほか、小型自動車競

(補助の業務の適正な実施)

|第二十九条 小型自動車競走振興法人は、前条第 率的に行わなければならない。 において単に「補助」という。)を公正かつ効 五号及び第六号の規定による補助(以下この条

自動車競走関係業務規程及び当該補助の目的に 業を行う者は、次条第一項の認可を受けた小型 小型自動車競走振興法人から補助を受けて事

従つて誠実に当該事業を行わなければならな

(小型自動車競走関係業務規程)

第三十条 小型自動車競走振興法人は、小型自動 走関係業務規程を定め、経済産業大臣の認可を 済産業省令で定める事項について小型自動車競小型自動車競走関係業務の実施方法その他の経 受けなければならない。これを変更しようとす -競走関係業務を行うときは、その開始前に、

同項の認可をしなければならない。 号のいずれにも適合していると認めるときは、 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各

2

かつ明確に定められていること。 小型自動車競走関係業務の実施方法が適正

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする ものでないこと。

めるときは、その小型自動車競走関係業務規程 務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認 動車競走関係業務規程が小型自動車競走関係業 を変更すべきことを命ずることができる。 経済産業大臣は、第一項の認可をした小型自 当に害するおそれがあるものでないこと。

型自動車競走関係業務に関し事業計画書及び収年度、経済産業省令で定めるところにより、小第三十一条・小型自動車競走振興法人は、毎事業 支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受け なければならない。これを変更しようとすると きも、同様とする。

けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収2 小型自動車競走振興法人は、前項の認可を受 決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとと 自動車競走関係業務に関し事業報告書及び収支 もに、これを公表しなければならない。 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で 小型

業大臣の許可を受けなければ、小型自動車競走 関係業務の全部又は一部を休止し、又は廃止し てはならない

るときも、同様とする。

場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不一 小型自動車競走施行者又は小型自動車競走

関係業務規程を公表しなければならない。 受けたときは、遅滞なく、その小型自動車競走 (事業計画等)

小型自動車競走振興法人は、第一項の認可を

3 支予算書を公表しなければならない。 定めるところにより、毎事業年度終了後、

第三十二条 小型自動車競走振興法人は、経済産

(交付金の使途)

第三十三条 小型自動車競走振興法人は、第二十 条第一項各号の規定による交付金をそれぞれ次 の各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に 充ててはならない。

- その他小型自動車その他の機械に関する事業 の振興に資するため必要な業務 にあつては、第二十八条第五号に掲げる業務 第二十条第一項第一号の規定による交付金
- 三 第二十条第一項第三号の規定による交付金 二 第二十条第一項第二号の規定による交付金 その他体育事業その他の公益の増進を目的 にあつては、第二十八条第六号に掲げる業務 する事業の振興に資するため必要な業務
- (区分経理) にあつては、小型自動車競走関係業務

第三十五条 小型自動車競走振興法人は、次の方 第三十四条 小型自動車競走振興法人は、経済産 とを区分して整理しなければならない。 関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理 業省令で定めるところにより、小型自動車競走 (余裕金の運用)

業務に係る業務上の余裕金を運用してはならな 法による場合を除くほか、小型自動車競走関係

券の取得 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機 国債その他経済産業大臣の指定する有価証

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託 融機関をいう。)への金銭信託 第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金 業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律

(帳簿の記載)

第三十六条 小型自動車競走振興法人は、経済産 める事項を記載し、これを保存しなければなら 型自動車競走関係業務に関し経済産業省令で定 業省令で定めるところにより、帳簿を備え、小

(役員及び職員の公務員たる地位)

第三十七条 小型自動車競走関係業務に従事する 職員とみなす。 法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則 の適用については、 小型自動車競走振興法人の役員及び職員は、 法令により公務に従事する 刑

2

(役員の選任及び解任)

第三十八条 小型自動車競走振興法人の役員の選 れば、その効力を生じない。 任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなけ

自動車競走振興法人に対し、その役員を解任す べきことを命ずることができる。 当な行為をしたときは、経済産業大臣は、小型 又は小型自動車競走関係業務に関し著しく不適 競走関係業務規程に違反する行為をしたとき、 くは第三十条第一項の認可を受けた小型自動車 (この法律に基づく命令及び処分を含む。) 若し 小型自動車競走振興法人の役員が、この法律

第三十九条 経済産業大臣は、この法律を施行す 振興法人に対し、小型自動車競走関係業務に関 し監督上必要な命令をすることができる。 (指定の取消し等)

第四十条 経済産業大臣は、小型自動車競走振興 条及び次条において単に「指定」という。)を 第二十七条第一項の規定による指定(以下この 取り消すことができる。 法人が次の各号のいずれかに該当するときは、

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しく 実施することができないと認められるとき。 指定に関し不正の行為があつたとき。 小型自動車競走関係業務を公正かつ適確に

競走関係業務規程によらないで小型自動車競』 第三十条第一項の認可を受けた小型自動車 走関係業務を行つたとき。

は処分に違反したとき。

り消したときは、その旨を公示しなければなら経済産業大臣は、前項の規定により指定を取 2

(指定を取り消した場合における経過措置)

第四十一条 消した場合において、経済産業大臣がその取消201十一条 前条第一項の規定により指定を取り たに指定を受けた小型自動車競走振興法人に帰 人の小型自動車競走関係業務に係る財産は、新たときは、取消しに係る小型自動車競走振興法 し後に新たに小型自動車競走振興法人を指定し 3

る範囲内において、 過措置を含む。) は、合理的に必要と判断され の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経 合における小型自動車競走関係業務に係る財産 前条第一項の規定により指定を取り消した場 政令で定める。

第五章 競走実施法人

(指定等)

第四十二条 経済産業大臣は、営利を目的としな ができる。 申請により、競走実施法人として指定すること げる基準に適合すると認められるものを、その (以下「競走実施業務」という。) に関し次に掲 い法人であつて、第四十四条に規定する業務

理的及び技術的な基礎を有するものであるこ 競走実施業務を適確に実施するに足りる経

二 役員又は職員の構成が、競走実施業務の公 正な実施に支障を及ぼすおそれがないもので あること。

三 競走実施業務以外の業務を行つている場合 それがないものであること。 業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすお には、その業務を行うことによつて競走実施

消され、その取消しの日から三年を経過しな い者でないこと。 第五十二条第一項の規定により指定を取り

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者が ないこと。

つた日から三年を経過しない者 を終わり、又は執行を受けることがなくな 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行

ない者 けることがなくなつた日から三年を経過し れ、その刑の執行を終わり、又は執行を受 定に違反したことにより罰金の刑に処せら この法律又はこの法律に基づく命令の規

並びに事務所の所在地を公示しなければならな たときは、当該指定を受けた者の名称及び住所

競走実施法人は、その名称及び住所並びに事

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があ ればならない。

を受けなければ、 以内において政令で定める期間ごとにその更新 の効力を失う。 その期間の経過によつて、そ

2 用する。

3

経済産業大臣は、前項の規定による指定をし

かじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なけれ 務所の所在地を変更しようとするときは、あら ばならない。

つたときは、当該届出に係る事項を公示しなけ (指定の更新)

第四十三条 前条第一項の指定は、五年以上十年 2

> 前条の規定は、 前項の指定の更新について準 3

(業務)

第四十四条 競走実施法人は、小型自動車競走施 行者から委託を受けて次の業務を行うものとす

勝車投票券の発売等を行うこと。 第五条第一号に掲げる事務を行うこと。

小型自動車競走の開催につき宣伝を行うこ

兀 整理を行うこと。 入場者の整理その他小型自動車競走場内の

前各号の業務に附帯する業務

Ŧi. (競走実施業務規程)

第四十五条 競走実施法人は、競走実施業務を行 とするときも、同様とする。 可を受けなければならない。これを変更しよう 方法その他の経済産業省令で定める事項につい うときは、その開始前に、競走実施業務の実施 て競走実施業務規程を定め、経済産業大臣の認 第四十九条 競走実施業務に従事する競走実施法

2 号のいずれにも適合していると認めるときは、 同項の認可をしなければならない。 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする 定められていること。 競走実施業務の実施方法が適正かつ明確に

ものでないこと。 小型自動車競走施行者又は小型自動車競走

実施業務規程を変更すべきことを命ずることが 施上不適当となつたと認めるときは、その競走 施業務規程が競走実施業務の公正かつ適確な実 当に害するおそれがあるものでないこと。 経済産業大臣は、第一項の認可をした競走実 場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不

4 なければならない。 は、遅滞なく、その競走実施業務規程を公表し 競走実施法人は、第一項の認可を受けたとき

(事業計画等)

第四十六条 競走実施法人は、毎事業年度、経済 れを変更しようとするときも、同様とする。 産業省令で定めるところにより、競走実施業務 は、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書 済産業大臣の認可を受けなければならない。こ に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経 を公表しなければならない 競走実施法人は、前項の認可を受けたとき

ければならない。 産業大臣に提出するとともに、これを公表しな 関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済 ろにより、毎事業年度終了後、競走実施業務に 競走実施法人は、経済産業省令で定めるとこ

(業務の休廃止)

第四十七条 競走実施法人は、競走実施業務の全 ればならない らかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なけ きは、経済産業省令で定めるところにより、 部又は一部を休止し、又は廃止しようとすると あ

(帳簿の記載)

第四十八条 競走実施法人は、経済産業省令で定 れを保存しなければならない。 に関し経済産業省令で定める事項を記載し、 めるところにより、帳簿を備え、 (役員及び職員の公務員たる地位) 競走実施業務 ح

みなす。

については、法令により公務に従事する職員と

人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用

第五十条 競走実施法人の役員の選任及び解任 は、経済産業大臣の認可を受けなければ、 効力を生じない。 (役員の選任及び解任) その

2 解任すべきことを命ずることができる。 産業大臣は、競走実施法人に対し、その役員を に関し著しく不適当な行為をしたときは、経済 に違反する行為をしたとき、又は競走実施業務 十五条第一項の認可を受けた競走実施業務規程 に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第四 競走実施法人の役員が、この法律(この法律

(監督命令)

第五十一条 経済産業大臣は、この法律を施 対し、競走実施業務に関し監督上必要な命令を るために必要な限度において、競走実施法人に することができる。

第五十二条 経済産業大臣は、競走実施法人が次 条第一項の規定による指定(以下この条にお の各号のいずれかに該当するときは、第四十二 て単に「指定」という。)を取り消し、又は期 (指定の取消し等)

とができないと認められるとき。 競走実施業務を公正かつ適確に実施するこ

間を定めて競走実施業務の全部若しくは一部

停止を命ずることができる

指定に関し不正の行為があつたとき。

- 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しく は処分に違反したとき。
- 業務規程によらないで競走実施業務を行つた 第四十五条第一項の認可を受けた競走実施 2
- り消し、又は競走実施業務の全部若しくは一部経済産業大臣は、前項の規定により指定を取 ばならない。 の停止を命じたときは、その旨を公示しなけれ

(場内の秩序の維持等)

第五十三条 小型自動車競走施行者は、小型自動 保、小型自動車競走に関する犯罪及び不正の防者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確 動車競走の公正及び安全を確保するため、入場 止その他必要な措置を講じなければならない。 を含む。以下同じ。)を維持し、かつ、小型自 る場合にあつては、場外車券売場における秩序 車競走場内の秩序 競走実施法人は、小型自動車競走施行者が行 (場外車券売場を設置してい 3

う前項の措置に協力しなければならない。 項の経済産業省令で定める基準に適合するよう 車競走場の位置、構造及び設備を、第六条第四 小型自動車競走場の設置者は、その小型自動

に維持しなければならない。

なければならない。 産業省令で定める基準に適合するように維持し の位置、構造及び設備を、第八条第二項の経済 場外車券売場の設置者は、その場外車券売場

(経済産業大臣の命令)

第五十四条 経済産業大臣は、小型自動車競走場 動車競走場又は場外車券売場を修理し、改造 内の秩序を維持し、小型自動車競走の公正又は をすることができる。 し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令 に関する条件を適正にすべき旨の命令、小型自 場の貸借又は第五条第一号に掲げる事務の委託 の出場、小型自動車競走場若しくは場外車券売 場若しくは場外車券売場の設置者に対し、選手 競走施行者、競走実施法人又は小型自動車競走 るため必要があると認めるときは、小型自動車 安全を確保し、その他この法律の施行を確保す 3 2

第五十五条 経済産業大臣は、小型自動車競走施 若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はそ 行者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令 の施行に係る小型自動車競走につき公益に反 若しくは公益に反するおそれのある行為を

したときは、当該小型自動車競走施行者に対 べき旨を命ずることができる。 小型自動車競走の開催を停止し、 又は制限

- 型自動車競走につき公益に反し、若しくは公益 らに基づく処分に違反し、又はその関係する小 場外車券売場の設置者又はその役員が、この法 は当該役員を解任すべき旨を命ずることができ 対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又 小型自動車競走場又は場外車券売場の設置者に に反するおそれのある行為をしたときは、当該 律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれ 経済産業大臣は、小型自動車競走場若しくは
- る機会を与えなければならない。ただし、緊急 この限りでない の必要により当該処分をしようとするときは、 通知して、自己に有利な証拠を提出し、弁明す 動車競走施行者に対し、あらかじめ、その旨を しようとする場合には、当該処分に係る小型自 経済産業大臣は、第一項の規定による処分を

許可の取消し) (小型自動車競走場又は場外車券売場の設置の

第五十六条 経済産業大臣は、小型自動車競走場 による命令に違反したときは、第六条第一項又 る。 又は場外車券売場の設置者が前条第二項の規定 は第八条第一項の許可を取り消すことができ

(報告及び検査)

|第五十七条 経済産業大臣は、この法律の施行に 動車競走場若しくは場外車券売場に立ち入り、の職員に、これらの者の事務所若しくは小型自 を検査させることができる。 その他必要な事項について報告を求め、又はそ ころにより、小型自動車競走施行者、小型自動 必要な限度において、経済産業省令で定めると 業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件 動車競走場若しくは場外車券売場の設置者に対 車競走振興法人、競走実施法人若しくは小型自 し、小型自動車競走の開催及び終了並びに会計

- あつたときは、これを提示しなければならなの身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
- 捜査のために認められたものと解してはならな 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

(勝車投票類似の行為の特例)

|第五十八条 小型自動車競走施行者の職員は、小 型自動車競走に関して、 経済産業省令で定める

2 部分に限る。)の規定に違反する行為に関する 車投票類似の行為をすることができる。 ところにより経済産業大臣の許可を受けて、 経済産業大臣は、第六十一条(第二号に係る

増進を図り、小型自動車競走の公正及び安全の第五十九条 経済産業大臣は、選手の福利厚生の 確保に資するため、小型自動車競走施行者に対 でなければ、前項の許可をしてはならない。 情報を収集するために必要があると認めるとき (選手の福利厚生に関する助言又は勧告) し、必要な助言又は勧告をすることができる。 (関係者の責務)

の他の関係者と共同して、小型自動車競走の実自動車競走振興法人、小型自動車競走の選手そ第五十九条の二 小型自動車競走施行者は、小型 その結果に基づき、必要な方策を実施するよう 車競走の活性化に資する方策について検討し、 に努めなければならない。 施に関する相互の連携の促進その他の小型自動 (経済産業大臣の助言)

第五十九条の三 経済産業大臣は、前条に規定す る。 及び実施に関し、必要な助言をすることができ る小型自動車競走の活性化に資する方策の検討

(権限の委任)

第五十九条の四 この法律に規定する経済産業大 り、経済産業局長に委任することができる。 臣の権限は、経済産業省令で定めるところによ

第六十条 この法律に定めるもののほか、小型自 令で定めるべきものを除く。) は経済産業省令 項その他この法律の施行に関し必要な事項(政る小型自動車の登録規準その他登録に関する事走に出場する選手及び小型自動車競走に使用す 動車競走に使用する小型自動車の規格に関する 処理しなければならないものは政令で、小型自 事項、小型自動車競走の審判員、小型自動車競 動車競走の実施に関する事務で地方公共団体が (委任事項) で定める。

第七章 罰則

は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者 金に処し、又はこれを併科する。

行為をさせて財産上の利益を図つた者 小型自動車競走に関して、勝車投票類似の 第三条第二項の規定に違反した者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者 金に処し、又はこれを併科する。 は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰

> 二 業として勝車投票券の購入の委託を受け、 多数の者から勝車投票券の購入の委託を受け 又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定 前条第二号の違反行為の相手方となつたもの つて当該各号に掲げる小型自動車競走に関し 第十四条各号のいずれかに該当する者であ

勝

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者 は、百万円以下の罰金に処する。

第十四条の規定に違反した者

- 第六十一条第一号の違反行為の相手方とな
- 三 第十四条第三号に該当する者であつて同号 以外の者であつて第六十一条第二号の違反行 為の相手方となつたもの 走に関し第六十一条第二号の違反行為の相手 に掲げる小型自動車競走以外の小型自動車競 方となつたもの又は第十四条各号に掲げる者

第六十四条 第十三条又は第十四条の規定に違反 する。 る行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処 の相手方が発売者であるときは、その発売に係 は譲受けを禁止されている者であることを知り た者がこれらの規定により勝車投票券の購入又 する行為があつた場合において、その行為をし ながら、その違反行為の相手方となつた者(そ

第六十六条 小型自動車競走の選手になろうとす 第六十五条 小型自動車競走の選手が、その競 る者が、その行うべき競走に関して請託を受け た場合において、二年以下の懲役に処する。 約束したときは、小型自動車競走の選手となつ しなかつたときは、五年以下の懲役に処する。 る。よつて不正の行為をし、又は相当の行為を に関して賄賂を収受し、又はこれを要求し、若 て賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは しくは約束したときは、三年以下の懲役に処す

する。 求し、若しくは約束したときも、 たことに関して、賄賂を収受し、又はこれを要 て不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつ 手であつた期間中請託を受けてその競走に関し 小型自動車競走の選手であつた者が、その選 前項と同様と

第六十七条 収することができないときは、その価額を追徴 賂は、これを没収する。その全部又は一部を没 前二条の場合において、収受した賄

る賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束 第六十八条 第六十五条又は第六十六条に規定す をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下

刑を軽減し、又は免除することができる。 前項の罪を犯した者が自首したときは、 その

走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下 第六十九条 偽計又は威力を用いて小型自動車競 第七十一条 第三十三条の規定に違反した者は、 第七十条 小型自動車競走においてその公正を害 下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。 すべき方法による競走を共謀した者は、二年以

年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す

の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役第七十二条 第五十二条第一項の規定による業務 又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者 車競走関係業務の全部を廃止した者 三十万円以下の罰金に処する。 第三十二条の許可を受けないで、 小型自動

二 第三十六条又は第四十八条の規定に違反し は虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつて、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しく 1

虚偽の届出をした者 第四十七条の規定による届出をせず、 第五十七条第一項の規定による報告をせ 又は

Ŧi. み、妨げ、又は忌避した者 第五十七条第一項の規定による検査を拒 又は虚偽の報告をした者 2 1

第七十四条 は人の業務に関し、第六十一条から第六十四条代理人、使用人その他の従業者が、その法人又で出入。 法人の代表者又は法人若しくは人の 本条の罰金刑を科する。 者を罰するほか、その法人又は人に対して、 まで及び前三条の違反行為をしたときは、行為

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (小型自動車競走場の設置の制限)

十三年法律第六十七号)に規定する農地である第二条 この法律施行の際現に農地調整法(昭和 ものは、小型自動車競走場の用に供してはなら

者に対する還付) (特定活性化事業を行つた小型自動車競走施行

競走施行者が、平成十九年度から平成二十三年 小型自動車競走振興法人は、小型自動車

> する金額を、当該小型自動車競走施行者に還付 (その額が特定交付金の合計額の三分の一を超 るところにより経済産業大臣の認定を受けた額 化事業に要した費用として経済産業省令で定め 項第一号又は第二号の規定による交付金(以下 性化事業を行つた年度に交付した第二十条第一 度における当該小型自動車競走施行者の申請に の認定を受けた場合には、当該認定を受けた年 う。以下同じ。) に該当する旨の経済産業大臣 修その他小型自動車競走の事業の活性化に必要 事業が特定活性化事業(小型自動車競走場の改 度までの各年度において、その前年度に行つた える場合には、当該合計額の三分の一)に相当 「特定交付金」という。)のうち、当該特定活性 より、当該小型自動車競走施行者が当該特定活 な事業として経済産業省令で定める事業をい なければならない。 第二条 通商産業大臣は、日本小型自動車振興会

2 令で定める。 前項の還付に関し必要な手続は、経済産業省

附 三号) 則 (昭和二八年八月一五日法律第二 抄

| 2 この法律施行前従前の法令の規定によりなさ いてなされた処分又は手続とみなす。の他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基 する。 れた許可、認可その他の処分又は申請、届出そ この法律は、昭和二十八年九月一日から施行

六号) 附 (昭和二九年六月一日法律第一四

用については、なお従前の例による。 この法律施行前にした行為に対する罰則の適 この法律は、公布の日から施行する。

九号)抄 附 (昭和二九年六月九日法律第一六

(昭和三二年六月一〇日法律第 公布の日から施行する。

する。 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行 抄

1

3 登録されている小型自動車競走場は、改正後の項の規定により全国小型自動車競走会連合会に 第五条第一項の許可を受けて設置されたものと みなす この法律の施行の際現に改正前の第八条第一

1

四附号訓 抄 和三七年四月二〇日法律第八

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 をこえない範囲内において政令で定める日から

> 施行する。ただし、附則第二条第一項から第四 (日本小型自動車振興会の設立) 条の規定は、公布の日から施行する。 項まで、第三条、第四条、第十七条及び第十八

3 2 前項の規定により指名された会長又は監事と 型自動車振興会の設立に関する事務を処理させる通商産業大臣は、設立委員を命じて、日本小 時において、この法律の規定により、それぞれ なるべき者は、日本小型自動車振興会の成立の 会長又は監事に任命されたものとする。 の会長又は監事となるべき者を指名する。

5 4 遅滞なく、政令で定めるところにより、 き者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、 となるべき者に引き継がなければならない。 その事務を第一項の規定により指名された会長 第一項の規定により指名された会長となるべ 設立委員は、設立の準備を完了したときは、 設立の

る。

6 設立の登記をすることによつて成立する。 登記をしなければならない。 日本小型自動車振興会は、前項の規定による

第十条 この法律の施行の際現に改正前の小型自 なす。 り日本小型自動車振興会に登録されたものとみ 手及び小型自動車競走に使用する小型自動車 車競走の審判員、小型自動車競走に出場する選 自動車競走会連合会に登録されている小型自動 動車競走法第八条第一項の規定により全国小型 は、それぞれ改正後の同法同条同項の規定によ

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。

附 八号) 則 抄 (昭和四一年六月三〇日法律第九

(施行期日)

1 する。 この法律は、昭和四十一年七月一日から施

八号) 則 (昭和五八年一二月二日法律第七

年七月一日から施行する。 この法律の施行の日の前日において法律の規 この法律(第一条を除く。) は、 昭和五十九

2 ととなるものに関し必要となる経過措置その他 行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ 定により置かれている機関等で、この法律の施 る改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下 「関係政令」という。)の規定により置かれるこ

> この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃 に関し必要となる経過措置は、政令で定めるこ とができる。

附則 一〇九号) (昭和六一年一二月二六日法律第

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定 改正前のそれぞれの法律の規定によりされてい行為」という。)又はこの法律の施行の際現に 律の施行の日以後における改正後のそれぞれ れの法律(これに基づく命令を含む。)の経 第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞ を行うべき者が異なることとなるものは、附則 施行の日においてこれらの行為に係る行政事務 る許可等の申請その他の行為(以下この条にお その他の行為(以下この条において「処分等 第八条において同じ。)の施行前に改正前のそ 律の相当規定によりされた処分等の行為又は申 法律の適用については、改正後のそれぞれの いて「申請等の行為」という。)でこの法律 れぞれの法律の規定によりされた許可等の処分 請等の行為とみなす。 措置に関する規定に定めるものを除き、この については、当該各規定。以下この条及び附 附 \mathcal{O}

九号) 則 抄 (平成五年一一月一二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律 第八十八号)の施行の日から施行する。 (諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会 を執るべきことの諮問その他の求めがされた場その他の意見陳述のための手続に相当する手続 の例による。 正後の関係法律の規定にかかわらず、 利益処分の手続に関しては、この法律による改 合においては、当該諮問その他の求めに係る不 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手 その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 (聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により 行われた聴聞、 聴問若しくは聴聞会(不利益処

規定により行われたものとみなす。 分に係るものを除く。) 又はこれらのための手 (政令への委任) は、この法律による改正後の関係法律の相当

のほか、この法律の施行に関して必要な経過措第十五条 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、政令で定める。

附則 号) 抄 (平成九年六月二四日法律第一○

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条から第五条まで、第七条から第二 成八年四月から九月までの半期に係るものを除 法第三十三条第二項に規定する書類のうち、平 び第十九条の規定による改正後の日本開発銀行 改正後の日本輸出入銀行法第三十五条第二項及 の規定に規定する書類(第十八条の規定による 八年四月一日に始まる事業年度に係る当該法律までの規定による改正後の法律の規定は、平成 第六十四条まで及び第六十六条から第七十二条 第四十一条から第五十条まで、第五十二条から 第三十四条から第三十七条まで、第三十九条、 十四条まで、第二十六条から第三十二条まで、 から適用する。 第三条

附 則 一六〇号) (平成一一年一二月二二日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め 平成十三年一月六日から施行する。ただ

第千三百四十四条の規定 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

則 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日) 号) 抄

行する。 (平成十二年法律第九十号) (平成十二年法律第九十号) の施行の日から施この法律は、商法等の一部を改正する法律

則 (平成一四年三月三一日法律第九

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して一年 は、政令で定める。ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

二 第二条及び第四条の規定並びに附則第六条 (見直し) えない範囲内において政令で定める日 の規定 公布の日から起算して一年六月を超 又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日 三条及び第八条の規定 平成十四年四月一日 表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第 二の改正規定、第三条中小型自動車競走法別 第一条中自転車競技法別表第一及び別表第

第二条 を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行び小型自動車競走法の施行の状況について検討間に、この法律による改正後の自転車競技法及 うものとする。 政府は、平成十八年三月三十一日までの

に関する経過措置) (競輪又は小型自動車競走に係る交付金の金額

又は小型自動車競走に係る交付金の金額につい一回の開催が同日の前後にまたがっている競輪日前に開催された競輪又は小型自動車競走及び 置の許可に関する経過措置) (小型自動車競走法に基づく場外車券売場の設 ては、なお従前の例による。 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の

第五条 この法律の施行前に第三条の規定による 認を受けて設置された場外車券売場でこの法律年通商産業省令第四十六号)第五条第一項の承 なす。 項の許可を受けて設置された場外車券売場とみ よる改正後の小型自動車競走法第六条の二第一 の施行の際現に存するものは、第三条の規定に 基づく小型自動車競走法施行規則(昭和二十五 改正前の小型自動車競走法第二十三条の規定に

関する経過措置) (競輪又は小型自動車競走の実施事務の委託に

第六条 並びに当該委託に係る交付金の交付について又は小型自動車競走の実施に関する事務の委託 日前に開催された競輪又は小型自動車競走及び は、なお従前の例による。 一回の開催が同日の前後にまたがっている競輪 (罰則に関する経過措置) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

附則第三条から前条までに定めるものの

号 附 則

法」という。) の施行の日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置)

いては、なお従前の例による。

た行為に対する罰則の適用については、なお従 条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にし

(平成一九年六月一三日法律第八

前の例による。

号) 附 則 抄

効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定 条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失

ものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二 二条第一項の規定によりなおその効力を有する 効前にした行為、この法律の施行後附則第四十 十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の おその効力を有するものとされる旧公社法第七

の適用がある場合における郵政民営化法第百四

第十四条 附則第二条から前条までに規定するも ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措 置は、政令で定める。

四七号) (平成一六年一二月一日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

七号) 則 (平成一七年七月二六日法律第八

この法律は、 会社法の施行の日から施行す

る。

附 - 〇二号) 則 (平成一七年一〇月二一日法律第

備行為)

(小型自動車競走振興法人の指定等に関する準

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日 ら施行する。

(罰則に関する経過措置)

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この れる場合におけるこの法律の施行後にした行 附則の規定によりなお従前の例によることとさ 振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分 よりなおその効力を有するものとされる旧郵便 係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、 便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に 為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定 この法律の施行後附則第十三条第一項の規定に によりなおその効力を有するものとされる旧郵 限る。)の規定の失効前にした行為、 この法

(平成一六年六月二日法律第七六

律の施行後附則第二十七条第一項の規定により

限る。)の規定の失効前にした行為、この法律

の施行後附則第三十九条第二項の規定によりな

失

預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に なおその効力を有するものとされる旧郵便振替

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法 (平成十六年法律第 第八条第三項並びに第十三条において「新破産 項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、 七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条 施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ なお従前の例によることとされる場合における 項並びに第六条第一項及び第三項の規定により 項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一 第一項、第三条第一項、第四条、第五条第

(政令への委任)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、 める日から施行する。 (施行期日) 当該各号に定 た

二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、 条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三 三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六 十七条、第二十五条から第二十八条まで、第一 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第 十日までの間において政令で定める日

第九条 第四条の規定による改正後の小型自動 二十七条及び第三十条の規定の例により行うこ な手続その他の行為は、第四条の規定の施行前走関係業務規程の認可並びにこれらに関し必要 同法第三十条第一項の規定による小型自動車競 競走法第二十七条第一項の規定による指定及び とができる。 においても、同条の規定による改正後の同法第

(日本小型自動車振興会の解散等)

第十条 日本小型自動車振興会は、附則第一条第 二号に掲げる規定の施行の時において解散する 車競走法第二十七条第一項の指定を受けた法人 において第四条の規定による改正後の小型自動ものとし、その一切の権利及び義務は、その時 自動車競走振興法人」という。)が承継する。 (以下この条及び附則第十五条において「小型

- 3 む事業年度は、その日に終わるものとする。 日本小型自動車振興会の解散の日の前日を含
- 例による。 対照表及び損益計算書については、なお従前の む事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借 日本小型自動車振興会の解散の日の前日を含
- 5 政令で定める。 解散した場合における解散の登記については、 第一項の規定により小型自動車競走振興法人 第一項の規定により日本小型自動車振興会が
- 得税又は自動車取得税を課することができな 不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取 が権利を承継する場合における当該承継に係る 登記又は登録については、登録免許税を課さな が権利を承継する場合における当該承継に伴う 第一項の規定により小型自動車競走振興法人

(小型自動車競走会に関する経過措置)

第十一条 小型自動車競走会は、その組織を変更 して財団法人になることができる。

施行の日の前日までの期間(次条において「小施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の織を変更して財団法人になるには、この法律の げる規定の施行の日から生ずるものとする。 経済産業大臣の認可を受けなければならない。 型自動車競走会に係る移行期間」という。)内 前項の認可の効力は、附則第一条第二号に掲 前項の規定により小型自動車競走会がその組 組織変更のために必要な定款の変更をし、

伴う小型自動車競走会の登記について必要な事 項は、政令で定める。 項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。 係る民法その他の法令の適用については、第1 第一項の規定による財団法人への組織変更に 第一項の規定による組織変更後の財団法人に

第十二条 小型自動車競走会に係る移行期間内に 解散する。この場合における解散及び清算につ 前条第二項の認可を受けなかった小型自動車競 た小型自動車競走会の解散及び清算の例によ 十条の十一第四号に該当することにより解散し いては、第四条の規定による改正前の同法第二 小型自動車競走会に係る移行期間の満了の日に 車競走法第二十条の十一の規定にかかわらず、 走会は、第四条の規定による改正前の小型自動

の日の前日までに第四条の規定による改正前の 附則第一条第二号に掲げる規定の施行

> 散した場合における小型自動車競走会の清算に 小型自動車競走法第二十条の十一各号のいずれ ついては、なお従前の例による。 かに該当することにより小型自動車競走会が解

第十四条 附則第十一条第一項の規定により組織 後の小型自動車競走法第四十二条第一項の指定 げる規定の施行の日に第四条の規定による改正 を受けたものとみなす。 変更をした財団法人は、附則第一条第二号に掲

2 施行の日から三月以内に、その認可の申請をし 財団法人は、附則第一条第二号に掲げる規定の 条の規定による改正後の同法第四十五条第一項 規定により組織変更をした財団法人に係る第四 受けたものとみなされた附則第十一条第一項の の小型自動車競走法第四十二条第一項の指定を なければならない。 に規定する競走実施業務規程については、当該 前項の規定により第四条の規定による改正後

第十五条 第四条の規定による改正前の小型自動 3 とができる。 法第四十四条に規定する競走実施業務を行うこ する処分があるまでの間は、従前の業務の方法 定の施行の日から前項の申請に基づく認可に関 で第四条の規定による改正後の小型自動車競走 した財団法人は、附則第一条第二号に掲げる規 附則第十一条第一項の規定により組織変更を

型自動車競走に使用する小型自動車は、それぞ 審判員、小型自動車競走に出場する選手及び小 動車振興会に登録されている小型自動車競走の 車競走法第八条第一項の規定により日本小型自 録されたものとみなす。 れ第四条の規定による改正後の同法第十一条第 一項の規定により小型自動車競走振興法人に登

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 定については、当該各規定。以下同じ。)の施 法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に 従前の例によることとされる場合におけるこの 行前にした行為及びこの附則の規定によりなお (政令への委任) ついては、なお従前の例による。

第十九条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置は、

政令で定

める。

第二十条 自転車競技法第二十三条第一項に規定する競輪 政府は、 第二条の規定による改正後の

> 振興法人及び同法第三十八条第一項に規定する 第一項に規定する競走実施法人の組織及び機能 る小型自動車競走振興法人及び同法第四十二条 競技実施法人並びに第四条の規定による改正後 のとする。 は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも について検討を加え、必要があると認めるとき 小型自動車競走法第二十七条第一項に規定す

四附号訓 則 (平成二三年六月二四日法律第七

おいて小型自動車競走法第二十条第一項の規定

により交付した延長対象交付金以外の交付金を

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。

附 号) 抄 (平成二四年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日 九条の規定は、平成二十五年四月一日から施 規定並びに附則第三条、第五条、第七条及び第正規定及び同条から同法第二十五条までの改正 自動車競走法第二十一条の前の見出しを削る改同法第二十一条までの改正規定、第二条中小型 する。 七条の前の見出しを削る改正規定及び同条から 施行する。ただし、第一条中自転車競技法第十

第六条 この法律の施行の日前に開催された小型 については、なお従前の例による。 がっている小型自動車競走に係る交付金の金額 自動車競走及び一回の開催が同日の前後にまた (小型自動車競走法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の小型自動車 第二十条第一項の規定により交付した同項第一 平成二十四年四月一日以降に小型自動車競走法 第二十一条の規定は、小型自動車競走施行者が 競走法 (以下「新小型自動車競走法」という。) る。 及び次条において「交付金」という。)であっ 号又は第二号の規定による交付金(以下この条 て延長対象交付金等以外のものについて適用す 2

2 を含む。)の規定によりその交付の期限の延長 う。) 第二十一条第二項 (旧小型自動車競走法 車競走法(以下「旧小型自動車競走法」とい 附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行 について経済産業大臣の同意が得られている交 第二十三条第二項の規定において準用する場合 の際現に第二条の規定による改正前の小型自動 前項に規定する「延長対象交付金等」とは、

の項及び次条において同じ。)と同一の年度に 次条において同じ。)の属する年度(毎年四月 る小型自動車競走の開催の終了した日をいう。 長対象交付金」という。)及び延長対象交付金 一日から翌年三月三十一日までをいう。以下こ に係る交付金確定日(当該延長対象交付金に係 付金又はその協議の申出がされている交付金 (以下この条から附則第九条までにおいて「延

第八条 次の各号に掲げる場合にあっては、当該 金等以外の交付金とみなして、前条の規定を適 各号に定める延長対象交付金は、延長対象交付

経済産業大臣に届け出た場合 十条第二項に規定する期間内に交付する旨を 付金の全てをそれぞれ小型自動車競走法第二 年度が平成二十五年度以降である延長対象交 に交付し、かつ、その交付金確定日の属する 交付金の全てを経済産業省令で定める期間内 その交付金確定日が同年度中である延長対象 中に、経済産業省令で定めるところにより、 る延長対象交付金 小型自動車競走施行者が、平成二十四年度 当該届出に係

二 小型自動車競走施行者(前号の規定による 合 当該届出に係る延長対象交付金 動車競走法第二十条第二項に規定する期間内 ある延長対象交付金の全てをそれぞれ小型自 の交付金確定日の属する年度が翌年度以降で が、経済産業省令で定めるところにより、 届出をした小型自動車競走施行者を除く。) に交付する旨を経済産業大臣に届け出 Iた場 そ

規定する経済産業省令で定める」とする。 四年法律第十一号)附則第八条第一項第一号に 自動車競走法の一部を改正する法律(平成二十 定する」とあるのは、「自転車競技法及び小型 定の適用については、同項中「同条第二項に規 れる新小型自動車競走法第二十一条第一項の規 る。) に対する前条第一項の規定により適用さ 付金確定日が平成二十四年度中であるものに限 前項第一号に定める延長対象交付金(その

第九条 延長対象交付金(前条第一項の規定によ 法第二十一条から第二十五条までの規定は、 ものを除く。) については、旧小型自動車競 り延長対象交付金等以外の交付金とみなされた おその効力を有する。

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置第十条 附則第二条から前条までに定めるものの (政令への委任) 政令で定める。 (平成二九年六月二日法律第四五 二以六 満億 円 十円 未

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す 第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、 この法律は、民法改正法の施行の日から施行 号

九号) 附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十四年四月一日から 公布の日から施行する。 施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、 (罰則に関する経過措置)

第二十五条 罰則の適用については、なお従前の例による。 る場合における施行日以後にした行為に対する 条の規定によりなお従前の例によることとされ (政令への委任) 施行日前にした行為及び附則第十三

第二十六条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

号附 則 抄 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

第五百九条の規定 公布の日

別表第一(第二十条関係)

売 上 金小型自動車競走振興法人に交付すべき

以千四満万億以千上万億 円八上万 額 円八未千 万円の額の千分の九百七十六が三億六千万円億 六売上金の額の千分の六。ただし、売上金 一四|未満となるときは、当該売上金の額と| **千**億六千万円との差額の千分の二百五十 ただし、売上金

上 六四十万円未満となるときは、当該売上金万 円の額の千分の九百七十二が四億六千八百億 八売上金の額の千分の七。ただし、売上金

の額と四億六千八百四十万円との差額の 十分の二百五十

円以上 円以上 の額の千分の九百六十が十一億五千六百十 二 億売上金の額の千分の十。ただし、売上金 未満 売上金の額の千分の九。 の額と十一億五千六百八十万円との差額 |の額と五億八千三百二十万円との差額の の額の千分の九百六十四が五億八千三百 十分の二百五十 一十万円未満となるときは、当該売上金 (十万円未満となるときは、当該売上金

別表第二(第二十条関係) |の千分の二百五十

十億円未満 億円との差額の千分の八を加算した五億円以上二百十万円に、当該売上金の額と五 |五億円未満||億円との差額の千分の七を加算した||四億円以上百四十万円に、当該売上金の額と四 |三億円以上||当該売上金の額と三億円との差額の |売上金の額 |小型自動車競走振興法人に交付すべ 四億円未満 千分の十四 金額 き金額

十五億円以 十五億円未億円との差額の十億円以上六百十万円に、 上 千六十万円に、 |五億円との差額の千分の十を加算 金額 金額 当該売上金の額と十 当該売上金の額と十

金額